

広報 つきがた

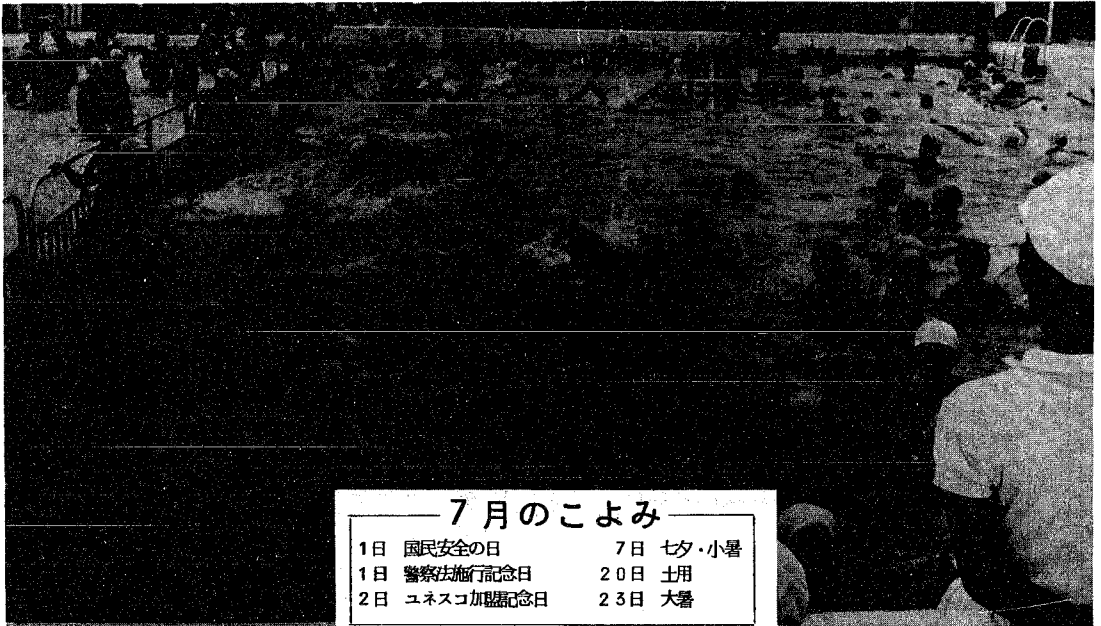
第 8 号

昭和45年 7月

発行

月 湯 村 役 場

人口動態	6月30日 現在	6月中の異動	
	世帯数 781 (男 1,915 女 2,048)	人口総数 3,963	出生 2 転入 7
			死亡 2 転出 5



7月のこよみ

1日 国民安全の日	7日 七夕・小暑
1日 警察法施行記念日	20日 土用
2日 ユネスコ加盟記念日	23日 大暑

国民健康保険税の税率改正

国民健康保険税は国民健康保険に要する費用に充てるため、被保険者である世帯主に対して課する目的税であります。

年々受診率が増加する傾向にあり従って療養費の支給に要する費用も増加することになります。

課税総額は昭和四十四年度一三、四三一千円で昭和四十五年度は一四、六二六千円で、一、一九五千円(約一〇・九%)増額しました。

課税総額を法定である応能割、応益割で算定しますと次の額となります。

所得割	1,426,674円	40%	5,850円
資産割	"	X10%	1,463円
均等割	"	X5%	5,119円
平等割	"	X15%	2,194円

税率はそれぞれの算定額に次の要領によって求められます。

所得割の税率

昭和四十四年分の所得から基礎控除の十三万円を所得者毎に控除した額(但し給与所得については給与所得計算規定によつた額に収入金額の5100の金額、その金額が二万をこえるときは二万円とする。を控除した金額)の累計額で前記所得額を除して求めます。

資産割の税率

昭和四十五年度分の固定資産税額(但し償却資産の税額は除く)の被保険者に係る税額の累計額を前記資産割額を除して求めます。

均等割の税率

四十五年四月一日現在の被保険者数で前記均等割額を除して求めます。

	45年度	44年度	増 減
所得割	2.1%	1.64%	0.47%
資産割	1.607	1.647	△0.40
均等割	1人につき 1,888円	1,702円	186円
平等割	1世帯につき 3,763円	3,433円	330円

また所得額が低い世帯については均等割額、平等割額がそれぞれ軽減されます。

1. 四十四年分所得が基礎控除以下の世帯(十三万円以下)

イ均等割額一人に付一、〇三円

ロ平等割額二世帯に付二、〇〇円

2. 四十四年分所得が被保険者(当該納税義務者を除く)一人に付六万五千円を加算した額をこえない世帯

イ均等割額一人に付 六八二円

ロ平等割額二世帯に付一、三四円

以上保険税の税率の求め方及び四十五年度の税率の改正なされた点を概要としました。

(税務係)